

## 障害福祉サービス（障害者総合支援法など）

手帳 医療 年金 共済 手当 税金 自動車 交通 介護 介助 用具 用品 日常生活	<b>内 容</b> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方、難病等の方を対象に各種在宅サービス、施設サービスがあります。利用をご希望の場合はご相談ください。																													
	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度に共通のサービスがある場合は、介護保険サービスが優先です。</li> <li>原則、サービスにかかった費用の1割(定率負担)と施設での食費や光熱費などの実費を利用者が負担します。(所得に応じた自己負担の上限月額があります。)</li> <li>サービスにより支給期間が異なります。</li> <li>利用に関する相談は、須高地域総合支援センター（Tel026-248-3750）でも可能です。</li> </ul>																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>制度(主なもの)</th> <th>内容</th> <th>申請手続き等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居宅介護 (ホームヘルプ)</td> <td>自宅で、入浴・排泄・食事・家事援助等の支援を行う。</td> <td rowspan="13">                     まず、障害支援区分の判定を受けます。                      支援区分は1～6までの段階で表され、区分により利用できるサービスが異なります。                      希望する障害福祉サービスの受給者証に基づき、各事業所と利用契約を結ぶことが必要になります。                      ①利用申請：福祉課                      ↓ (8番窓口)                      ②心身の状況に関する聞き取り調査                      ↓ 一次判定                      ③主治医の意見書の取り寄せ                      ↓ 障害支援区分審査会                      ④区分決定                      ↓                      ⑤サービス等利用計画案の提出依頼                      ↓                      ⑧支給決定（受給者証の発行）                      ↓                      ⑨サービス利用計画の作成                      ↓                      ⑩利用契約                      ↓                      ⑪利用開始                 </td> </tr> <tr> <td>短期入所</td> <td>自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設で入浴・排泄・食事などの介護を行う。</td> </tr> <tr> <td>生活介護</td> <td>常に介護を必要とする方に、昼間施設にて、入浴・排泄・食事などの介護や生産活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>施設入所支援</td> <td>入所施設で、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行う。</td> </tr> <tr> <td>自立訓練 (機能訓練・生活訓練)</td> <td>自立した日常生活や社会生活が行えるよう、一定期間、生活能力の向上のため必要な支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>就労移行支援</td> <td>一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。</td> </tr> <tr> <td>就労継続支援 (A型・B型)</td> <td>一般企業等で就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。</td> </tr> <tr> <td>就労選択支援</td> <td>就労を希望する方に、自分にあった支援機関選びや仕事探しができるよう支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>就労定着支援</td> <td>一般就労に移行した人に、就労に伴う生活上の課題に対応するための支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>共同生活援助 (グループホーム)</td> <td>夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。</td> </tr> <tr> <td>自立生活援助</td> <td>1人暮らしに必要な生活力等を養うため、定期的な訪問や随時対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>移動支援</td> <td>単独での外出が困難な方に対して、支援員が行動上、コミュニケーション上の介護を行います。 療育手帳をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、視覚1、2級の方・全身性障害1、2級の方が対象です。</td> <td>利用申請の手続きが必要です。</td> </tr> </tbody> </table>	制度(主なもの)	内容	申請手続き等	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排泄・食事・家事援助等の支援を行う。	まず、障害支援区分の判定を受けます。 支援区分は1～6までの段階で表され、区分により利用できるサービスが異なります。 希望する障害福祉サービスの受給者証に基づき、各事業所と利用契約を結ぶことが必要になります。 ①利用申請：福祉課 ↓ (8番窓口) ②心身の状況に関する聞き取り調査 ↓ 一次判定 ③主治医の意見書の取り寄せ ↓ 障害支援区分審査会 ④区分決定 ↓ ⑤サービス等利用計画案の提出依頼 ↓ ⑧支給決定（受給者証の発行） ↓ ⑨サービス利用計画の作成 ↓ ⑩利用契約 ↓ ⑪利用開始	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設で入浴・排泄・食事などの介護を行う。	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間施設にて、入浴・排泄・食事などの介護や生産活動を行う。	施設入所支援	入所施設で、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行う。	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活が行えるよう、一定期間、生活能力の向上のため必要な支援を行う。	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等で就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	就労選択支援	就労を希望する方に、自分にあった支援機関選びや仕事探しができるよう支援を行う。	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活上の課題に対応するための支援を行う。	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。	自立生活援助	1人暮らしに必要な生活力等を養うため、定期的な訪問や随時対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。	移動支援	単独での外出が困難な方に対して、支援員が行動上、コミュニケーション上の介護を行います。 療育手帳をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、視覚1、2級の方・全身性障害1、2級の方が対象です。	利用申請の手続きが必要です。
	制度(主なもの)	内容	申請手続き等																											
	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排泄・食事・家事援助等の支援を行う。	まず、障害支援区分の判定を受けます。 支援区分は1～6までの段階で表され、区分により利用できるサービスが異なります。 希望する障害福祉サービスの受給者証に基づき、各事業所と利用契約を結ぶことが必要になります。 ①利用申請：福祉課 ↓ (8番窓口) ②心身の状況に関する聞き取り調査 ↓ 一次判定 ③主治医の意見書の取り寄せ ↓ 障害支援区分審査会 ④区分決定 ↓ ⑤サービス等利用計画案の提出依頼 ↓ ⑧支給決定（受給者証の発行） ↓ ⑨サービス利用計画の作成 ↓ ⑩利用契約 ↓ ⑪利用開始																											
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設で入浴・排泄・食事などの介護を行う。																												
	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間施設にて、入浴・排泄・食事などの介護や生産活動を行う。																												
	施設入所支援	入所施設で、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行う。																												
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活が行えるよう、一定期間、生活能力の向上のため必要な支援を行う。																												
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。																												
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等で就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。																												
	就労選択支援	就労を希望する方に、自分にあった支援機関選びや仕事探しができるよう支援を行う。																												
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活上の課題に対応するための支援を行う。																												
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。																													
自立生活援助	1人暮らしに必要な生活力等を養うため、定期的な訪問や随時対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。																													
移動支援	単独での外出が困難な方に対して、支援員が行動上、コミュニケーション上の介護を行います。 療育手帳をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、視覚1、2級の方・全身性障害1、2級の方が対象です。	利用申請の手続きが必要です。																												
<b>窓 口</b> 須坂市役所 福祉課（Tel026-214-7019）																														



## 心身障がい児（者）タイムケア事業

内 容	在宅の心身障がい児者の介護者が一時的に家庭において介護できないときに、市に登録いただいた施設または近隣等において当該心身障がい児者を介護します。 利用の上限は年300時間です。
対象となる方	障害者手帳（身体1・2級、療育、精神）をお持ちの方
申請に必要なもの	障害者手帳（身体、療育、精神）
窓 口	須坂市役所 福祉課（Tel026-214-7019）

## 訪問入浴サービス事業

内 容	在宅で、家族の介護のみでは入浴が困難な方に対し、移動入浴車を利用して、入浴サービスを行います。 家族の方1名の付き添いが必要等の条件があります。 市民税課税世帯は、サービスに要した費用の5%を負担していただきます。
対象となる方	重度心身障がい児・者
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 訪問入浴サービス事業利用申請書 <input type="checkbox"/> サービス利用の可否に関する医師の同意書
窓 口	須坂市役所 福祉課（Tel026-214-7019）

## 在宅福祉介護者慰労金

内 容	家庭において介護を受けている重度の重度心身障がい児（者）の介護者に対し、その労をねぎらい、激励するために慰労金を支給します。		
対象となる方	市内に住所を有し、重度心身障がい児者（特別障害者手当受給者又はこれと同程度以上の障がい有し常時複雑な介護を必要とする方）と同居し6か月以上介護している方。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>年 額</td> <td>70,000円</td> </tr> </table>	年 額	70,000円
年 額	70,000円		
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書</li> <li>障害者手帳（身体、療育、精神）</li> <li>振込先の口座がわかるもの（介護者名義の通帳など）</li> </ul>		
備 考	詳細は広報須坂10月号に掲載します。※毎年申請が必要です。		
窓 口	須坂市役所 福祉課（Tel026-214-7019）		

※要介護者の介護者に対する在宅福祉介護者慰労金は、高齢者福祉課（Tel026-248-9020）で実施しています。

手帳

医療

年金

共済

手当

税金

自動車

交通

介護

介助

用具

用品

日常生活

